

[商品概要説明書]

リフォームローン

(2024年4月15日現在)

保証会社：(株)ジャックス

ご利用 いただける方	<ul style="list-style-type: none">○当JAの地区内に居住または勤務をされている方。○お借入時の年齢が満18歳以上であり、完済時75歳以下の方。○安定・継続した収入の見込みがある方。○住居を本人またはご家族（二親等以内）が所有されている方。○リフォームローン借換の場合、直近6か月以内に借換対象のリフォームローン返済に延滞がない方。○(株)ジャックスの保証がうけられる方。
お使いみち	<ul style="list-style-type: none">①住宅の増改築及び住宅設備機器購入②バリアフリー工事及び介護機器購入③キッチン・トイレ・浴室等のリフォーム④エコキュート・太陽光発電システム購入⑤耐震強工事資金等 （但し、事業性資金・借入金返済・投機等の資金は除く）⑥前①～⑤のリフォーム資金と他社リフォームローンの借換（直近6か月間に返済延滞のないこと）を合わせた資金⑦前①～⑤のリフォーム資金と住宅ローンの借換（返済実績5年以上、直近6か月間に返済延滞のないこと）を合わせた資金⑧リフォームローン借換資金（直近6か月間に返済延滞のないこと）⑨前①～⑦と同時に取得する家具・家電購入資金⑩10kw以上50kw未満の産業用（売電目的）太陽光発電システム
お借入金額	<ul style="list-style-type: none">○10万円以上1,000万円以内（1万円単位）とし、所要額以内とします。○お使いみち⑨については50万円以内とします。 所要額以内とします。
お借入利率	<ul style="list-style-type: none">○固定型 当初のお借入利率を完済時まで適用いたします。○変動型（住宅ローンプライムレート基準） お借入時の利率は、3月1日および9月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、4月1日および10月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準日（3月1日および9月1日）以降、次回基準日までに基準金利が年0.5%以上乖離した場合は1か月後の応当日より適用利率を見直しさせていただきます。お借入後の利率は、4月1日および10月1日の基準金利（住宅ローンプライムレート）により、年2回見直しを行い、6月・12月の約定返済日の翌日より適用利率を変更いたします。
お借入期間	<ul style="list-style-type: none">○6か月以上15年以内（1か月単位）とします。

	※借換資金は残存返済期間以内とします。								
ご返済方法	○元利均等毎月償還 ○元利均等毎月償還およびボーナス月増額償還併用 *ボーナス部分は借入額の50%以内 (10万円単位)								
担保・保証	○(株)ジャックスの保証をご利用いただきますので、担保は原則不要です。								
保証料	○利息に含みます								
団体信用生命共済	○ご希望により当 J A 所定の団体信用生命共済にご加入いただけます。 <table border="1" data-bbox="472 622 1278 797"> <tr> <td>団体信用生命共済名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済名 (特約なし)</td> <td>なし</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0. 1 %</td> </tr> <tr> <td>三大疾病補償特約付団体信用生命共済</td> <td>年 0. 1 %</td> </tr> </table>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済名 (特約なし)	なし	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 1 %	三大疾病補償特約付団体信用生命共済	年 0. 1 %
団体信用生命共済名	加算利率								
団体信用生命共済名 (特約なし)	なし								
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年 0. 1 %								
三大疾病補償特約付団体信用生命共済	年 0. 1 %								
9 大疾病補償保険	○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたっては借入利率に年 0. 3 % が加算されます。								
手数料	○ご融資の際、3,300円のローン手数料(消費税等含む。)が必要です。 ○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合やご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合、手数料が必要になる場合がございます。 ○詳細は当 J A の融資窓口までお問い合わせください。								
お申込時にご用意いただく書類等	●所得を証明する書類 源泉徴収票、所得証明書、住民税決定通知書、確定申告書等の写し 必要により納税証明書 (その 1・2) をご用意いただきます。 ●運転免許証、健康保険証、またはパスポート等 ●見積書、注文書、売買契約書、工事請負契約書等の写し *他社リフォームローン借換の場合 ・返済予定表と返済状況が確認できる資料 (直近6か月) ・対象ローンの抵当権抹消後の登記簿謄本 *産業用太陽光発電システムの場合 ・売電シミュレーション ・設置場所の登記簿謄本 (土地または建物) ・農地転用許可証 (農地に設置の場合) ●認印 ※お申込内容によっては追加の書類をご用意いただくことがあります。								
	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情 (以下「苦情等」という。) につきましては、当 J A 本支所または金融部 (電話: 0475-82-3267) にお申し出ください。 当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な								

<p>苦情処理措置 および紛争解 決措置の内容</p>	<p>対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所(電話03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けてお ります。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用でき ます。上記当 J A 金融部または J Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031） 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588） 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）</p> <p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士 会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客 様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあ ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム 等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J Aバンク相談所または東京三弁護士会にお問合 せください。</p>
<p>そ の 他</p>	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定 の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる 場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○当 J A での融資額が500万円を超える場合は、組合員資格（出資加入）が 必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問 い合わせください。</p>